

# 日本原子力研究開発機構の施設共用 に関する検討状況

平成17年2月23日

日本原子力研究所  
核燃料サイクル開発機構

# 1. 施設共用のあり方

## 施設共用の基本方針：

1. 原子力機構が保有する施設は、可能な限り外部者の**広範な利用**に供するものとする。
2. 外部者による施設の利用においては、**外部専門家による審査**を活用するなど、その選考について**透明性・公平性**の確保に留意する。
3. 施設・設備の利用に要する費用については、**利用者負担**を原則とする。
4. わが国唯一、世界最高性能の施設・設備については、「新たな共用化プログラム」等、**国の施設活用プログラム**のもと、積極的な利用促進を図る。
5. 共用施設については、教育トレーニングや運転支援等の**サービス体制の充実**を図る。

## 「施設共用」：

**機構法第十七条第1項第五号**にあるように、機構の施設及び設備を、科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること、及び、**同項第六号**にあるように、原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ることのための利用に供することをいう。

## 2. 施設利用の形態

### 1. 施設共用における利用

国の施設共用の基本的考え方に準拠して、原子力機構が保有する原子力研究の基盤として重要な研究施設及び設備で、国の公共財として整備され、他機関での保有が困難かつ利用ニーズの見込まれる大型施設を共用の対象とする。

専門職大学院制度等を通じた原子力分野の人材育成のために活用する施設も共用の対象とする。新たに共用とする施設については、原子力機構において共用のために必要な経費(固定費及び変動費)を確保する必要がある。

区分	共用施設		その他の施設
施設・設備の選定基準	従来から体制の整っている大型施設等	新たに運転費、運転支援等のサービスを確保する大型施設(検討中)	共用施設以外の原子力機構の主要な原子力施設
対象施設*	<u>原研</u> ：10施設 JRR-3、JRR-4、JMTR、RFEF、 <b>TIARA</b> (4施設)、1号加速器、コバルト60照射施設  <u>サイクル機構</u> ：1施設 「常陽」	<u>原研</u> ：7施設 <b>J-PARC</b> 、光量子科学研究施設、タネム加速器・ブースター加速器、ITBL、ターゲット加速器質量分析装置、 <b>TCA</b> 、 <b>放射線標準施設</b>	<u>原研</u> ：NSRR、NUCEF / BECKY、WASTEF等  <u>サイクル機構</u> ：「ふげん」、「もんじゅ」、再処理施設、プルニウム燃料開発施設等

青字：国の施設活用プログラムの対象となる可能性がある施設・設備、緑字：人材育成のための利用施設

\*：対象施設については現在検討中、SPring8の専用ビームラインの位置付けについては別途検討が必要

### 2. 共同研究における利用

外部機関との共同研究等に伴い利用させること。全施設を利用対象とする。

### 3. 原子力機構における施設共用の新たな試み

#### 1. サービス体制の充実

各施設ごとに研究者等も協力して  
外部利用者の利用をサポート

対象施設の運転体制の充実  
利用者への運転支援サービス  
利用者への教育トレーニング等の実施

#### 2. 施設共用の対象施設の拡充(利用ニーズの高い施設に特化する)

現行法人の共用施設: 原研10施設、サイクル機構1施設

運転支援等のサービスを確保し、新たに追加を検討中の共用施設  
原研: 7施設 (光量子科学研究施設、タンデム加速器・ブースター加速器、ITBL、TCA、放射線標準施設、タンデトロン加速器質量分析装置、J-PARC)

#### 3. 人材育成のための利用

専門職大学院制度に対応するため、H17年度に利用予定の共用施設等。

国際原子力総合技術センター 研修施設、研究炉 (JRR-4)、軽水臨界実験装置 (TCA)、放射線標準施設、[以上、原研]、地層処分研究施設 (ENTRY)、原子力緊急時・支援研修センター、応用試験棟 [以上、サイクル機構]

#### 4. 情報管理について

利用者の要望に応じ、施設利用内容に関する情報管理を徹底する。

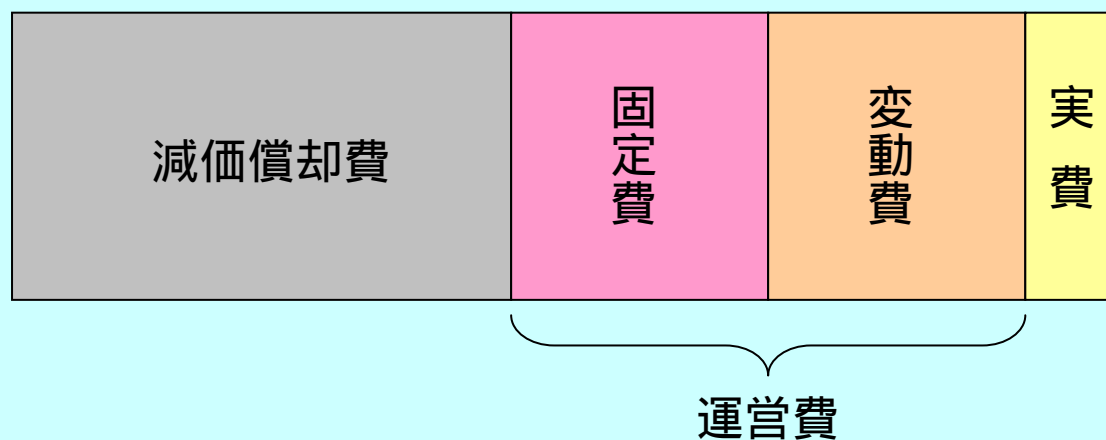
## 4. 共用施設(P2の表)の利用料金設定の基本的考え方

成果の公開・非公開で、料金設定に差異を設けることを検討中

(利用料金設定の検討例)

利用による成果 { 公開: 原則として、施設利用に伴う実費のみ  
非公開: 原則として、運営費及び実費

原子力分野の人材育成のための施設利用は原則として実費のみ



注: 今後、経営の観点から対象施設ごとに検討  
共同研究、受託研究等での利用料金は別途検討

## 5. 施設共用に係る組織・体制

### 原研

- ・原研施設の適切な利用を進めるために「原研施設利用協議会」を設置。
- ・その下に9つの専門部会を設け、外部利用計画等を審議。

### サイクル機構

外部からの利用依頼があった場合、その施設の責任者が本来業務への影響等をその都度評価し、支障のない限りにおいて外部利用に供する。

・業務の効率化

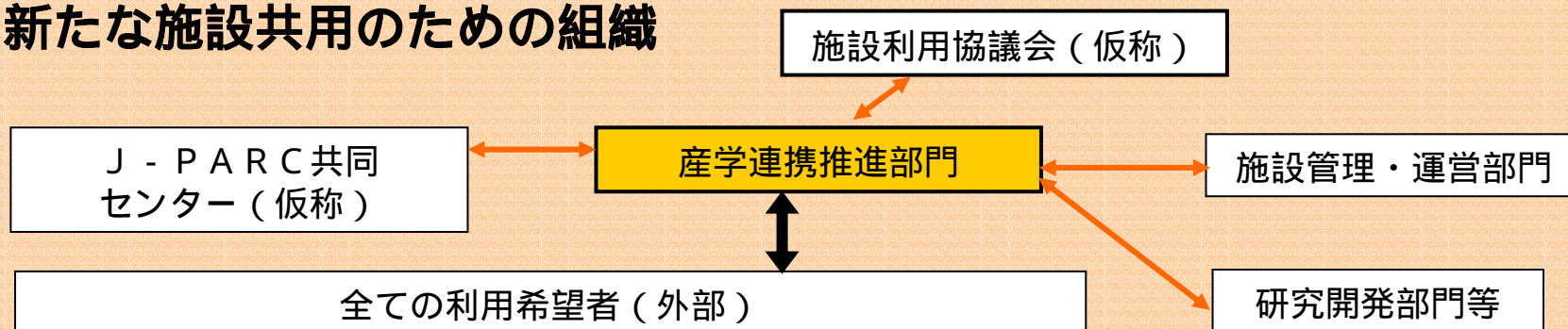
・外部利用者の利便性向上

### 原子力機構

**施設共用に係る業務を産学連携推進部門(仮称)で一元的に実施する。**

- ・施設利用協議会(仮称)を設置し、外部の学識経験者の参画も得て、施設共用に係る基本的な運営方針を審議する。
- ・外部者による施設利用においては、原則として審査を通じて採択の可否を決定し、その選考においては透明性・公平性を確保した審査体制を設ける。

### 新たな施設共用のための組織



## 6. 今後の検討課題

### 施設共用の運営について

- ・施設共用の予算的見通し
- ・利用料金の設定
- ・外部の者が利用しやすい手続き、サポート体制の整備
- ・外部利用の透明性・公平性の確保方策

### 大強度陽子加速器施設(J-PARC)の施設共用体制について

### 施設共用に係る中期計画への対応

# 參考資料



# 施設共用に対する国（文科省）の考え方

国が整備した独立行政法人等の大型研究施設・設備の汎用性を活かし、より一層の利用者拡大を図るためには、各機関主導による共用の仕組みに加えて、幅広い分野における利用者側の視点に立った制度設計を行うことが必要である。

(科学技術・学術審議会 技術研究基盤部会 知的基盤整備委員会中間報告より)

## 活用の基本的な考え方

- ・ 利用者の所属、専門分野、研究の性格にとらわれない利用。
- ・ 施設・設備保有機関(独立行政法人)の業務範囲・設置目的にとらわれない広範囲の活用。
- ・ 教育トレーニングや運転支援等のサービス体制の充実。
- ・ 研究成果の公開を前提としない活用(産業界への拡大)。
- ・ 施設・設備の利用に要する経費について、利用者負担の考え方を導入。

## 対象施設について

- ・ 対象施設として、我が国唯一、世界最高性能の施設・設備とする。具体的には、SPring-8、地球シュミレータ、E-ディフェンス等とする。
- ・ 特殊性・専門性の高い施設・設備については、従前どおりとする。

## 新しい共用化プログラムについて

- ・ 大型研究施設・設備の活用に関し統一的な考え方を整備し、教育トレーニングや運転支援等の支援策を実現する。
- ・ 対象施設として、我が国唯一、世界最高性能の施設・設備とし、17年度はSPring-8、地球シュミレータを対象とする。
- ・ 国が資金を用意して、運転時間の一定割合(例えば2割)に付き、従前の活用と異なる共用を行う。

(第8回知的基盤整備委員会配布資料より)

# 先行独立行政法人との比較

	原子力機構	宇宙航空機構	海洋機構	物材機構	放医研	理研
個別法における業務規定	(外部の者の)利用に供すること。 科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。	(外部の者の)利用に供すること。 学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。	(外部の者の)利用に供すること。科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。	(外部の者の)共用に供すること。 科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。	(外部の者の)共用に供すること。 科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。	(外部の者の)共用に供すること。 科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。
施設・設備の外部利用形態	・施設共用	「設備等供用制度」を制定  3つの利用形態 (法人側運転) (利用者側運転) (利用者が選択)	・設備貸与 ・受託業務 - 受託研究 - 設備利用 - 受託試験	・外部利用 ・共同研究利用	・共同研究 ・共同利用研究 ・受託業務 - 受託研究 - 設備利用 - 受託試験 ・設備貸与	・共同研究
利用料金 (共同研究を除く)	・施設共用 (有償)	・供用: 有償	・共用施設・設備: 有償 ただし、機構の設置目的の達成に貢献する場合、使用料は減免(約9割の減免)	・共同研究以外: 有償	・共同利用研究(HIMACについて毎年度研究課題を公募): 無償(学術誌等で公表) ・設備貸与: 有償	1施設の共用を促進 (ただし、100%共同研究(無償)による利用)

# 産学連携推進部門について

## 産学連携推進部門(仮称)

産学連携計画

産学連携、知的財産に関する  
戦略立案等

研究協力推進

大学等との研究協力推進等

技術移転推進

産業界への技術移転推進、  
技術指導等

知的財産管理

特許等取得・促進・管理  
許諾等

施設利用促進

施設利用業務、利用促進等